

既存契約見直し指針

1. 本指針の目的

今後市場等の整備を進めるにあたっては、電力システム改革の3つの目的（①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大）に加えて、3E+Sを事業者の経済合理的な行動を通じて、より効率的に達成する観点を踏まえて、行うことが重要である。

そのため、前述の考え方に基づき、電力システム改革貫徹のための政策小委員会（以下、「貫徹小委員会」という。）の議論等を経て、ベースロード市場や容量市場、非化石価値取引市場などの新たな市場等を一体的に整備することを決定した。

こうした制度改正の趣旨を達成するためには、制度改正前の事業環境を前提として、事業者間で締結された既存契約についても、事業者間の協議を通じて、適切に見直されることが望ましい。しかしながら、個別の協議項目毎に利害対立が先鋭化する結果として、①事業者間の見直し協議が円滑に進まない、②一方の事業者の利益が最大化される結果、制度改正の趣旨が達成されないといった事態が発生しうる。

そのため、本指針においては、事業者間の協議円滑化を図る観点から、見直し協議に際しての基本的な考え方を国として示すこととし、その考え方をベースとして、事業者が詳細な協議を行うことを求めることとする。

【事業者間の見直し協議（イメージ）】

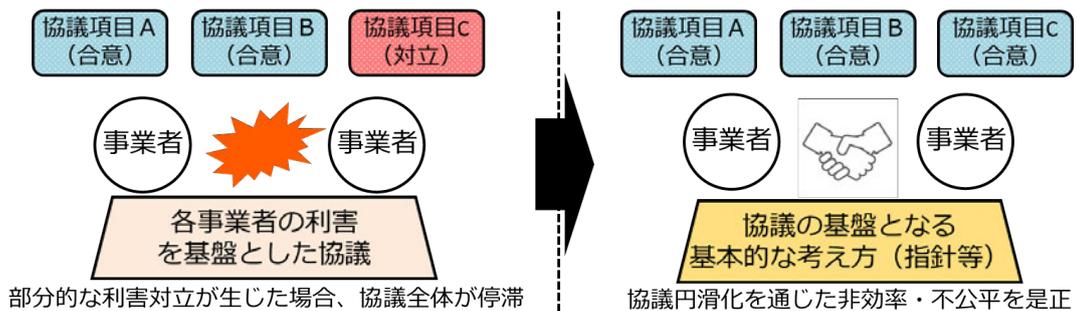
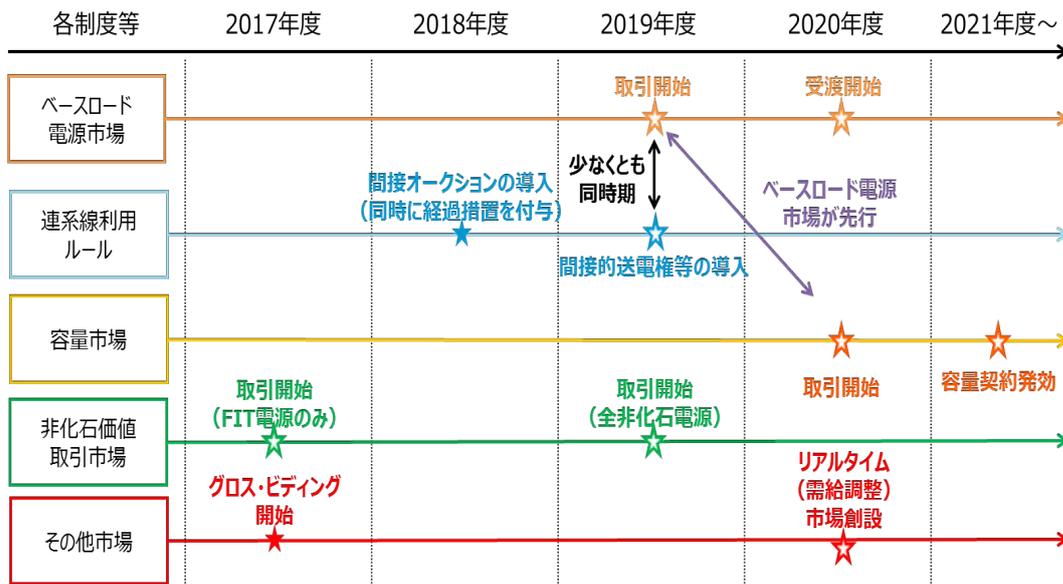


図1：事業者間の見直し協議に際しての指針等の必要性



*先物市場についても、可能な限り早期に立ち上げることを目指し、引き続き検討。

図2：今後の主な市場整備等

2. ベースロード市場等

2. 1. 契約見直しの必要性

新電力がベースロード電源（石炭火力、水力、原子力等）にアクセスすることを容易にし、小売競争を更に活性化させることを目的として、ベースロード市場を創設するとともに、ベースロード電源を保有する旧一般電気事業者等に対して、発電した電気の一部を同市場に供出させる制度的措置を講ずることとした。しかしながら、発電と小売が同一事業者等で運営されていない場合などに、両方で締結されている、卸供給に関連する既存契約が存続することになれば、制度的措置に基づき市場供出を求められる発電事業者がその供出量を市場に供出することができず、競争活性化が図られない恐れがある。そのため、稼働済の電源に係る既存契約は、ベースロード市場創設（2019年度中に取引開始、2020年度中に受渡開始予定）までに適切に見直される必要がある。

加えて、電力システム改革の果実を需要家に還元することをより早期に実現するためには、ベースロード市場の創設前にも、競争活性化や卸電力市場活性化に資する各種取組についても、相互の整合性に留意しつつ、検討することが重要である。そのため、従前から旧一般電気事業者に対して自主的取組として要請してきたものの、需給逼迫や善管注意義務等を理由にあまり進展が見られなかった電源開発との既存契約の見直し（切り出し）等を加速するための仕組みについても、ベースロード市場の検討と併せて、一体的に措置することが適

当である。

2. 2. 基本的な考え方

制度的措置に基づきベースロード市場に供出を求められる発電事業者は、新電力と旧一般電気事業者の小売部門とのイコールフットイングを図る観点から、グループ内の小売電気事業者に対する自己のベースロード電源の卸供給価格と比して不当に高い水準とならないよう、ベース電源の発電平均コスト¹を基礎とした価格を上限（供出上限価格）に市場に電気を供出する。

これを前提として、見直しの対象となる契約の選定や、各電源への量の割当等に関する基本的な考え方については、原則供出上限価格の設定方法と整合的に決定することが適当である。具体的には、例えば、各ベースロード電源の事業者ごとに決定される供出量を按分し、ベースロード市場の開設までに、同量を供出するに足る契約見直しを実施することなどが考えられる²。

また、契約見直しが行われた結果、例えば、小売事業者がより高値での電源調達を行う事態や、発電事業者が計画外停止時において、従来受け取れた基本料金を受け取れないといった事態が生じ、当事者間において見直しに伴う変化に対し、何らかの対価を相手に要求することも考えられる。

しかしながら、本見直しについては、自由化の下での公益的な課題に対応するための施策とともに、一体的なものとしてベースロード市場が創設されることに伴い、実施されるものであることも踏まえ、いずれの事業者もこうした要求を行うことは適切ではない。

また、2016年4月の全面自由化に伴い卸料金規制が撤廃されたことや、今後様々な市場等が整備されることで、市場取引を念頭においた取引も生じるなど、過去の契約締結時から事業環境が大きく変化することにも鑑み、ベースロード市場への供出が求められていない電源についても、当事者間で誠実に協議

¹ ベース電源の発電平均コストを基礎とした価格は、具体的には、保有する全てのベースロード電源の①受渡期間における運転計画や、②石炭等の燃料費調達費用、③設備維持費等を踏まえ、同電源を維持・運転する費用（円）を年間発電量(kWh)で割り戻して算定することとなる。電源を維持・運転する費用については、統一的な考え方に基づいて、合理的に算定する観点から、現行の「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」に準じて算出された、供出する電源に係る水力発電費、火力発電費、原子力発電費及び新エネルギー発電費の合計とすることを基本とする。また、間接費用については、合理的に按分して算入する。また、水力発電費、火力発電費、原子力発電費及び新エネルギー発電費に含まれる事業報酬については、レートベースは供出する電源に係る資産を対象とし、事業報酬率は発電部門の理論報酬率を用いることが考えられる。なお、容量市場からの期待収入は、電源を維持・運転する費用から控除する

² BL市場への供出量は電力量(kWh)を単位として決定されるが、契約上、供給力(kW)をベースに取引がなされている場合、契約見直しに当たっては、契約上のkW比率を基本に見直しを行うこととなると考えられる。

のうえ、見直しの要否を検討し、必要な見直しが行なわれることが適当である。

2. 3. 電発電源早期切り出しインセンティブ

ベースロード市場の創設を待たず、電発電源の切り出し等、競争活性化に資する取組が早期に行われることは望ましいが、旧一般電気事業者に対して、従前どおり自主的取組として切り出しを求めるだけでは、これまで同様、善管注意義務等に鑑み、ベースロード市場創設まで切り出しが進まない恐れがある。係る観点に鑑み、事業者間の見直し協議を加速し、電発電源のより早期の切り出しを促すべく、何らかのインセンティブを付与することが適当である。

具体的には、例えば、以下のようなインセンティブを付与することが考えられる。³

【電発電源早期切り出しインセンティブ例】

①ベースロード市場からの供出量の控除

ベースロード市場創設前に切り出しを行った場合、その切り出し量を旧一般電気事業者のベースロード市場創設後の供出量から控除する。

②切り出す電源の選択⁴

制度的措置との整合性に鑑み、電源毎の供出量は実質的に決定するが、早期に切り出される電源はこの整合性を問わない。

3. 連系線利用ルールの見直し

3. 1. 契約見直しの必要性

地域間（エリア間）連系線の利用については、「先着優先」と「空おさえの禁止」を原則として、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）によって利用計画が管理されている。連系線を利用した広域的な運用拡大のため、一部の連系線では設備増強のための計画策定プロセスが開始されており、先着優先ルールを継続する場合、一刻一秒を争って申し込み順位を争う、不毛な競争が生じるおそれがある。また、我が国の電力需要が今後大きな伸びを期待できないことを考慮すれば、既存の連系線設備をより効率的に利用できるルールの見直しが重要である。こうしたルール整備は、卸電力市場の活性化、よ

³ 電発電源の切り出し以外のベースロード市場と同等の効果が得られる取組を、旧一般電気事業者が早期に実施した場合の扱いについても、引き続き検討を行う。

⁴ 同仕組みが活用された場合、ベースロード市場における電源開発の供出上限価格については、例外的に切り出された電源と整合的に設定する等の措置が必要。

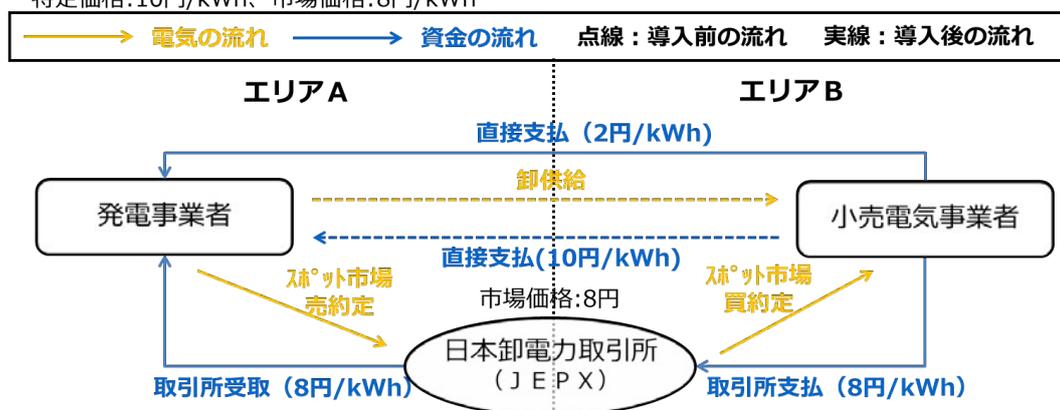
り広域的かつ効率的な電源活用、将来的な調整力の広域運用等の基盤となるものであり、結果的に、再生可能エネルギーの最大限の活用にも資するものと考えられる。

加えて、2016年4月から計画値同時同量制度が導入されたことで、託送制度上、自由に電源の差し替えができるようになり、連系線の利用計画も特定電源との紐付きが不要となった。このため、先着優先によって連系線容量を確保している事業者は、それを用いて自身にとって最も経済効率的になるよう電気の調達先を差し替えることが可能となる一方、新規参加者は、既存事業者によって連系線が占有されている場合、連系線を活用して電源を差し替えることができず、既存事業者が極めて有利になるといった新たな課題も生じている。こうした状況も踏まえ、連系線利用ルールを見直すことで、公正な競争環境の下で送電線の利用と広域メリットオーダーの達成を促し、更なる競争活性化を通じた電気料金を最大限の抑制、事業者の事業機会の拡大を実現していくことが適当である。上記の意義、及び広域機関における検討を踏まえ、現行連系線利用ルールを「先着優先」から市場原理に基づきスポット市場を介して行う「間接オークション」へと変更する。

この変更により、エリアをまたぐ取引については、日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）を介して電気が取引されることとなる。その際、スポット市場価格に基づき精算が行われることになるため、これまでと同様の契約内容を維持する場合は、制度変更に際して既存の相対契約（以下、「従来契約」という）を適切に見直すことが適当である。

【間接オークション導入前後のエリアを跨ぐ電力取引の資金と電気の流れ（イメージ）】

※ 特定契約を締結した場合
 特定価格:10円/kWh、市場価格:8円/kWh



3. 2. 経過措置の取扱いについて

原則として、現行ルールの下、既に連系線利用登録を行っている事業者について、経過措置を講ずることを検討。経過措置の対象事業者が、経過措置期間中、間接オークションの仕組みの下、結果として、従来と等価な相対契約を締結できるよう、以下の内容の措置を講ずることが適当である。⁵

- ・経過措置の対象となる小売事業者が、従来の連系線利用に準じた手続きに基づき登録⁶（「経過措置計画」という。）を行い、この量をスポット市場へ応札し、約定した場合であって、
- ・当該経過措置計画に記載された電気の調達元（発電契約者又は小売事業者）が、同量をスポット市場に応札した場合に、
- ・事後的に、エリア間値差相当分⁷を、JEPXとの間で精算するものとする。

なお、経過措置の転売については、一定の効率性向上に資する可能性があるものの、これを認めないこととすることが適当である。

他方、経過措置は、原則として、連系線の利用登録を行った受電側の小売電気事業者に付与される。従来契約の見直しが適切に行われなければ、送電側エリアの値段が受電側エリアの値段より安価となった場合には、受電側の小売電気事業者はエリア間値差相当分を JEPX から受け取れる一方で、送電側の事業者（発電事業者等）は精算を受け取れない。

そのため、エリアをまたぐ電力取引に係る契約を締結していた事業者においては、特定契約及び経過措置を組み合わせるなど、事業者間において適切に精算を行うことができる契約を締結することが適当である。

⁵ 電源投資に大きな影響を与える制度変更等（容量メカニズムの導入等）があった場合には、経過措置の在り方について、その必要性を含めた検討を行うこととする。

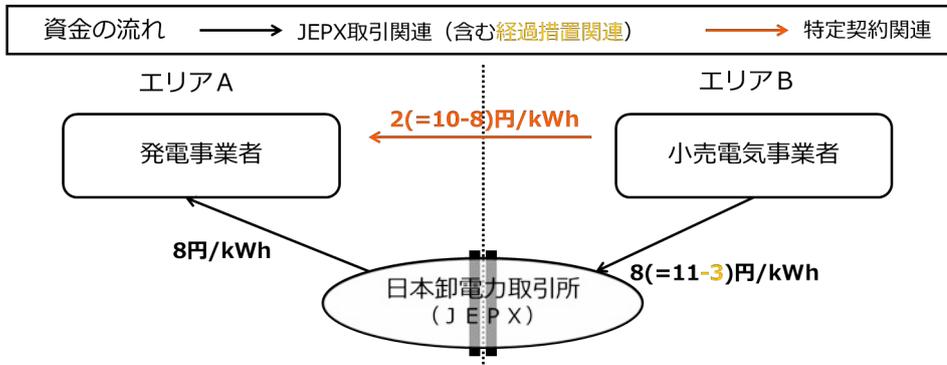
⁶ ただし、連系線を利用する地位又は権利が付与されるものではない。

⁷ 経過措置対象事業者又はその電気の調達元が、①価格の安い市場で電気を販売し、価格の高い市場で購入する場合に要する費用、②又は価格の高い市場で電気を販売し、価格の安い市場で購入する場合に得られる収益を指す。

【市場分断時の資金の流れ（イメージ）】

※ 先着優先ルール時には10円/kWhで取引

スポット市場を介して電力を受渡すこと、特定価格を 10円/kWh、残り（特定価格と市場価格（エリアA°ライス（8円/kWh））の差額（2円/kWh））を 直接支払うことを等々内容とした特定契約を締結した場合。エリアA°ライス：8円/kWh、エリアB°ライス：11円/kWhと仮定



先着優先ルール時同様、10円/kWhで電気を取引することが可能

なお、特定契約⁸については、以下のような内容を含むことが考えられる。

【特定契約（電力供給契約）の要件】

目的	<ul style="list-style-type: none"> 特定契約は電力の送電者が自己所有の発電所で発生した電力（及び別途調達した電力）を JEPXの前日スポット取引市場に供給し、電力の受電者がスポット取引市場から受電すること
電力の受渡場所	<ul style="list-style-type: none"> 電力の受渡し場所（電力供給する場所、受電する場所）の特定（JEPXとすることも可）
電力売買	<ul style="list-style-type: none"> 実需給のX日前（まで）に、実需給日の必要電力量を合意し、当該契約に定める条件に従い、JEPXの前日スポット取引市場において送電側の事業者は合意した量の売入札を、受電側の事業者は合意した量の買入札を実施する
売買義務の履行	<ul style="list-style-type: none"> 売買義務の履行が求められることを規定化することが最低限求められ、更に、当該売買義務等が履行されなかった場合には、契約解除・補償金を請求する等の特約条項を付すことも望ましい

3. 3. 経過措置との整合性確保

経過措置については、従来と等価な相対契約を締結できるよう措置されたも

⁸ ①スポット市場を介して電力を受渡すこと、②特定価格、③特定価格の一部（市場価格）が取引所で決済されること、④残り（特定価格と市場価格の差額）を直接支払うこと、を内容とした契約を指す。

のであり⁹、広域機関及び JEPX により、当該経過措置対象者の経過措置利用状況を確認及び検証し、広域機関は、経過措置対象者が特定契約を締結しないなど¹⁰、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求め、業務規程に基づき指導又は勧告を行うことになる。また、JEPX は、経過措置対象者が広域機関の見直し要請に従わない場合、当該経過措置対象者に対して、エリア間値差相当分を踏まえた精算を行わないこととする。

3. 4. 電源の差し替えメリットについての取り扱いについて

従来契約により電源を特定した料金体系となっている場合、今回の見直しの結果、例えば、市況（スポット市場価格）に応じて、電源の差し替えが行われることを前提にすれば、送電側の事業者（発電事業者等）には電源の差し替えメリットを得る機会が発生する。

そのため、電源差し替えによるメリット（利益等）をどのように扱うかを誠実な協議を通じて決定することが適当である。

なお、このような利益の取扱いを協議するに当たっては、どのように、その額を特定するかが論点となり得る。具体的には、電源の差し替えに伴う利益の特定に当たっては、電源の限界費用の情報が必要となる一方、この情報は、経営上、相対契約の相手方には共有できない情報であると考えられる。

そのため、両事業者は、既に公表されている情報や、契約に基づき両事業者間で既に共有されている情報に基づき、電源の差し替えに伴って生ずる利益を、どのような形で特定し、取り扱うことが需要家利益に資するののかという観点から、相互に誠実に協議を行うことが適当である。

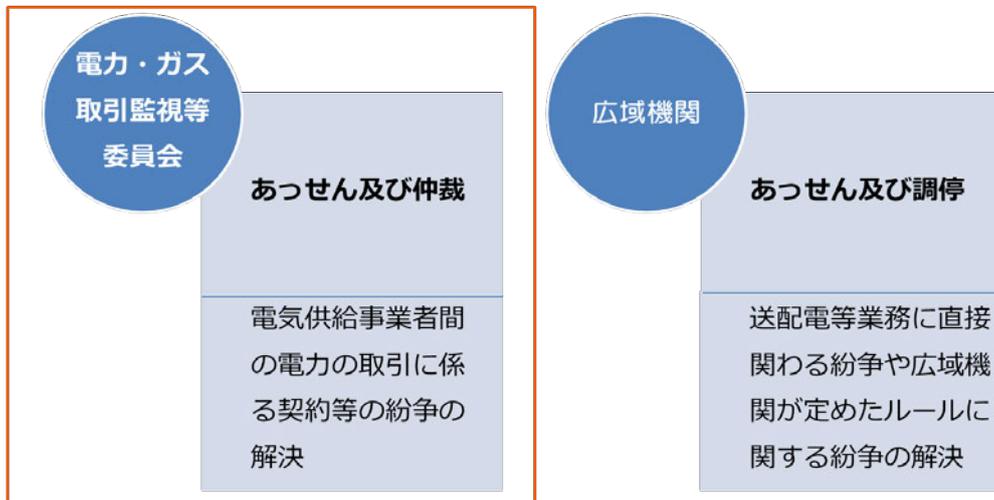
3. 5. 特定契約の見直しに関連する紛争解決の利用

特定契約は、電気事業者間の電力の取引に係る契約等に該当すると整理されることから、当該契約に係る紛争（特定契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することが適当である。

⁹ 経過措置対象者は、送配電等業務指針により、供給区域をまたいで行う電力供給に係る相手方との間の合意（特定契約）の変更又は終了等により、経過措置計画に登録している連系線利用量が減少するときは、経過措置計画の更新計画を広域機関に提出することを求められている。

¹⁰ 同一事業者がスポット市場の異エリア間で売り買いをする自己約定の場合は除く。

【広域機関と監視等委員会の紛争解決制度の役割分担】



4. 今後の検討課題

今回の指針策定に際しては、まずは短期的に対応が必要な制度改正等についての既存契約の見直しに際して、基本的な考え方を先行して整備することとした。

他方で、今後、制度の具体的検討を進めることとしている容量市場や非化石価値市場などについても、今回のベースロード市場等と同様に、制度の導入に当たっては既存契約の見直しを行う必要が生じることが想定される。

したがって、他の市場等についても、制度検討の進捗を踏まえ、必要に応じて既存契約の見直しに係る基本的な考え方を示した指針を整備することとする。